

初心者向け説明資料抜粋

2-1. 官製談合防止法の概要 (テキストP.28～)



名 称

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに
職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

(※略称:入札談合等関与行為防止法 通称:官製談合防止法、官談法)

制定のきっかけ

平成12年北海道上川支庁における入札談合事件

- 発注機関が入札談合に関与(=官製談合)
独占禁止法は、原則として発注機関に対して措置を講ずることができない
- 業界側の不公平感、官製談合への社会的批判
- 議員立法

経 緯

- ①平成14年 7月:「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」成立
- ②平成18年12月:職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正
※ 主な改正点:刑事罰(〔新〕第8条)の追加

7

2-4. 官製談合防止法の規制行為 (テキストP.29)



公正取引委員会

官製談合防止法

捜査当局(検察・警察)

入札談合等関与行為 (第2条第5項)

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注者に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
- ④ 特定の談合のほう助

改善措置要求等
(第3条～第5条)

発注機関
(各省各庁の長等)

2つの行為が対象

入札等の公正を害すべき行為 (第8条)

- 職務に反し、談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教唆すること。

刑事罰
(第8条)

発注機関の
職員

10

2-5. 入札談合等関与行為の成立要件 (テキストP.32～)



【発注機関職員の関与行為】

- ① 談合の明示的な指示(第2条5項1号)
- ② 受注者に関する意向の表明(第2条5項2号)
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい(第2条5項3号)
- ④ 特定の談合のほう助(第2条5項4号)

11

2-18. 法第8条の留意点 (テキストP.53)



法第8条

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

<留意点>

本規定は、入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑罰についてのみ規定。

- 独占禁止法違反行為(入札談合等)の存在を前提とするものではない。
- 行為の態様が入札談合等関与行為の4類型に限定されていない。

- 最近、捜査当局による積極的な捜査・立件が行われている
- 第8条違反に加えて、刑法上の犯罪などに問われることも

23

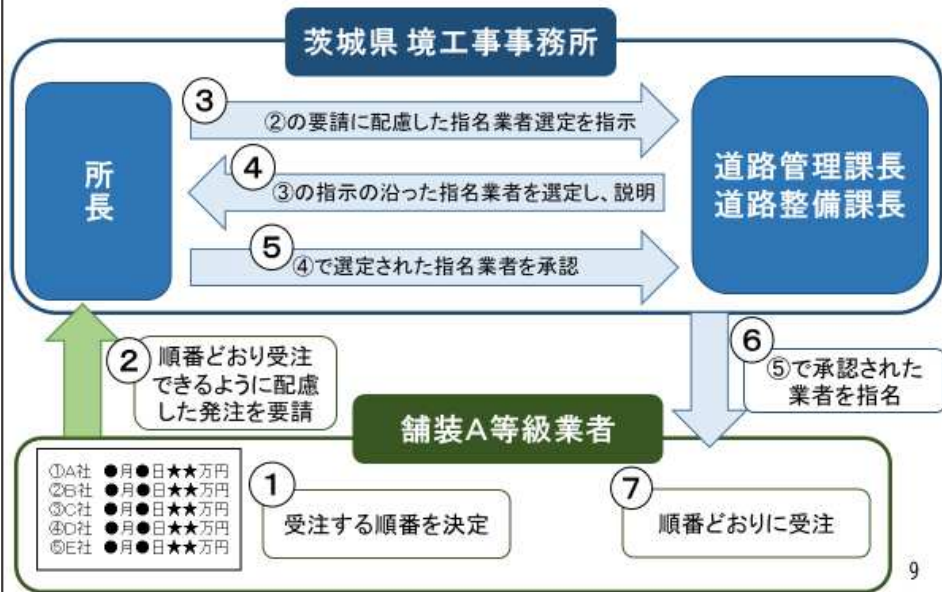
受講経験者向け説明資料抜粋

1-7. 違反事例③ (テキストP.39、109~112)



茨城県が発注する舗装工事

※土木一式工事については割愛



3-2. 未然防止の組織的取組①



① 法令遵守意識の向上

- ・ 研修の実施

⇒ 幹部・管理職を対象に含めて、定期的・継続的に実施
遵守すべき知識の習得 + 認識の欠落や希薄化を防止

- ・ コンプライアンス・マニュアルの整備

⇒ 遵守すべき法令・条例等を具体化し、効果的・効率的に知識を習得
分かりやすく実践的な内容にすることで、実施・対策が容易に

- ・ 組織としての意思の明確化

⇒ 入札談合等関与行為は「組織の方針に反する」、「業務として期待されていない」と職員が認識できるように、幹部・管理職が「入札談合等関与行為は許容しない」とのメッセージを明確かつ繰り返し発信

2-5. 法第8条の違反事例



中部事務所管内における最近の法第8条違反事例

※ 報道等により公正取引委員会が把握しているものを記載

発注機関	事件概要
岐阜県山口市 (令和5年)	山口市の元農林畜産課課長補佐は、同市が発注した水道工事の指名競争入札において、 特定の会社の支店長と共謀して、当該会社が有利になるように指名業者選定案を作成し、決まった指名業者を漏らした などとして、法第8条違反等に問われ、罰金60万円の判決を受けた。
石川県志賀町 (令和5年)	志賀町の元町長は、同町が発注した工事の入札（3件）において、 特定の会社から合計110万円の現金を受け取り、当該会社に対して最低制限価格を漏らした などとして、法第8条違反等に問われ、懲役3年（執行猶予5年）、追徴金110万円の判決を受けた。
富山県立山町 (令和6年)	立山町の元教育施設整備係長は、同町が発注したオートキャンプ場設計業務の指名競争入札において、 特定の会社に対して指名業者などの入札に関する情報を漏らした などとして、法第8条違反等に問われ、懲役1年6か月（執行猶予3年）の判決を受けた。
岐阜県池田町 (令和6年)	池田町の元町長は、同町が発注した電気工事の指名競争入札において、 特定の会社から100万円の現金を受け取り、当該会社に、指名業者に関する情報を漏らした などとして、法第8条違反等に問われ、懲役2年6か月（執行猶予4年）、追徴金100万円の判決を受けた。

4-1. 公正取引委員会への通報 (テキストP.16~20)



公正取引委員会への通知等

▶「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく通知

全ての公共工事の発注機関は、入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

Point!! 該当した場合の通報は義務！

▶ 任意の通報

上記の通知以外に、発注機関から公正取引委員会に対して任意に談合情報の通報が可能。

公正取引委員会への通知等件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通知	1	6	2	5	3
任意通報	363	228	251	225	238